



長野県報

7月31日(月)
平成18年
(2006年)
第1782号

目次

規則

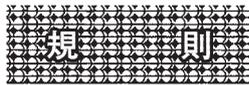
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人財活用チーム)	2
農林業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則(人財活用チーム)	4
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	4
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	5
給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	5
給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	6
特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	6

告示

間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱(昭和56年長野県告示第639号)の一部改正(林業振興チーム)	7
--	---

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO推進チーム)	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO推進チーム)	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策チーム)	7
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(2件)(生活安全企画課)	8
一般競争入札(農業生産振興チーム)	9



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月31日

長野県規則第46号

長野県知事 田中康夫

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(爆発物取扱手当を除く。)」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

(税務手当)

第2条 税務手当の支給される職員は、総務部県税チーム、県税収納推進センター、東京事務所又は地方事務所県税チームに勤務する職員のうち、出張して行く県税又は付帯債権の未収金の徴収に従事したものと及び出張して行く軽油引取税に関する専門的調査に従事したものととする。

(福祉業務手当)

第3条 福祉業務手当の支給される職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉事務所に勤務する現業若しくは指導監督を行う職員、身体障害者福祉司である職員又は知的障害者福祉司である職員で、福祉事務所、要保護者の家庭等において、要保護者等と面接して行う業務に従事したもの
- (2) 信濃学園の指導部長である職員で、児童の療育及び指導に関する業務に従事したもの
- (3) 信濃学園に勤務する児童の心理学的及び職能的判定に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
- (4) 児童相談所に勤務する児童福祉司である職員で、児童相談所、児童の家庭等において、児童等と面接して行う業務に従事したもの
- (5) 児童相談所に勤務する児童の心理学的、教育学的及び精神保健上の判定に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
- (6) 中央児童相談所又は松本児童相談所に勤務する保育士又は児童指導員である職員で、児童の一時保護に関する業務に従事したもの
- (7) 波田学院の育成部長である職員で、児童の自立支援に関する業務に従事したもの
- (8) 女性相談センターに勤務する県立ときわぎ寮の入所者の生活指導に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
- (9) 諏訪湖健康学園に勤務する保育士又は児童指導員である職員で、児童の保育及び指導に関する業務に従事したもの
- (10) 諏訪湖健康学園に勤務する児童の心理学的治療に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
- (11) 県立病院に勤務する患者の介護に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
- (12) 県立病院に勤務する患者の心理学的及び精神保健上の判定に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従

事したもの

- (13) 県立病院に勤務する精神病患者の医療社会事業に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
 - (14) 介護老人保健施設に勤務する入所者及び通所者の介護に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
 - (15) 県立総合リハビリテーションセンターに勤務する身体障害者の生活支援に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
 - (16) 県立総合リハビリテーションセンターに勤務する身体障害者の心理学的及び職能的判定に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
 - (17) 県立総合リハビリテーションセンターに勤務する身体障害者の職業訓練に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
 - (18) 精神保健福祉センターに勤務する職員(医師である職員、作業療法士である職員、言語聴覚士である職員並びに精神障害者の心理学的及び精神保健上の判定に従事することを本務とする職員を除く。)で、精神保健福祉センター、精神障害者の家庭等において、精神障害者等と面接して行う業務に従事したもの
- 2 福祉業務手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、業務1日につき、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号、第4号及び第18号の業務 500円
 - (2) 前項第2号、第3号、第5号から第8号まで、第10号、第12号、第13号、第16号及び第17号の業務 600円
 - (3) 前項第9号、第11号、第14号及び第15号の業務 1,200円
- 第4条中「作業又は業務に従事した職員(第5号の作業に従事した職員にあつては、保健所又は家畜保健衛生所に勤務する職員に限る。)」を「とおり」に改め、同条第1号中「処理作業」の次に「に従事した職員」を加え、同条第2号中「処理作業」の次に「に従事した職員(第6号及び第9号の職員を除く。)」を加え、同条第3号中「業務」の次に「に従事した職員」を加え、同条第4号中「捕獲作業」の次に「に従事した職員(第6号の職員を除く。)」を加え、同条第5号中「次に」を「保健所又は家畜保健衛生所に勤務する職員で、次に」に改め、「採血の作業」の次に「に従事したもの(第6号、第7号及び第9号の職員を除く。)」を加え、同条に次の5号を加える。
- (6) 保健所に勤務する狂犬病予防若しくは動物の愛護及び管理のための犬若しくは猫の捕獲、引取り、検診、殺処分、焼却若しくは病性鑑定又は食品衛生のための乳及び乳製品の臨検検査の業務に従事することを本務とする獣医師である職員で、当該業務に従事したもの
 - (7) 保健所に勤務する感染症予防及び一般疾病予防に係る細菌又は病理の検査の作業に従事することを本務とする臨床検査技師又は衛生検査技師である職員で、当該作業に従事したもの
 - (8) 動物愛護センターに勤務する動物の愛護及び管理に関する業務に従事することを本務とする獣医師である職員で、当該業務に従事したもの
 - (9) 家畜保健衛生所に勤務する家畜の保健衛生に関する業務に従事することを本務とする獣医師である職員で、当該業務に従事したもの
 - (10) 環境保全研究所に勤務する細菌又は病理の検査に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したものの第4条に次の1項を加える。

2 感染症防疫等作業手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、作業又は業務1日につき、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号から第5号までの作業又は業務 300円
- (2) 前項第6号から第9号までの作業又は業務 400円
- (3) 前項第10号の業務 600円

第5条を削る。

第6条第2項中「作業又は業務1日につき、次の各号に掲げる区分に従い」を「次の各号に掲げる区分に従い、作業又は業務1日につき」に改め、同項第1号中「560円」を「500円」に改め、同項第2号中「310円」を「200円」に改め、同項第3号中「390円」を「300円」に改め、同条を第5条とする。

第8条を削る。

第7条第1項中「支給対象となる作業」を「支給される職員」に改め、同項第1号から第4号まで中「作業」を「作業に従事した職員」に改め、同条第5号中「産業廃棄物処理施設の立入検査の作業」の次に「に従事した職員」を加え、同項第6号を次のように改める。

- (6) 地方事務所に勤務する職員で、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく現に使用している浄化槽の立入検査の作業に従事したもの

第7条第1項に次の2号を加える。

- (7) 保健所検査チームに勤務する衛生及び公害に係る化学検査に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
- (8) 環境保全研究所に勤務する衛生及び公害に係る試験検査に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの

第7条第2項中「作業1日につき、次の各号に掲げる区分に従い」を「次の各号に掲げる区分に従い、作業又は業務1日につき」に改め、同項第1号中「480円」を「400円」に、「610円」を「500円」に改め、同項第2号中「、第5号及び第6号の作業 480円」を「及び第5号から第7号までの作業又は業務 400円」に改め、同項第3号中「480円」を「400円」に、「610円」を「500円」に改め、同項第4号中「310円」を「200円」に改める。

第7条第2項に次の1号を加える。

- (5) 前項第8号の業務 600円

第7条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(麻薬取締手当)

第6条 麻薬取締手当の支給される職員は、衛生部業務チームに勤務する職員で、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条第5項に規定する職務に従事したものとす。

(医療等業務手当)

第7条 医療等業務手当の支給される職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 信濃学園に勤務する保健師、看護師又は准看護師である職員で、保健指導又は看護に関する業務に従事したもの
- (2) 保健所に勤務するエックス線を人体に対して照射する作業に従事することを本務とする診療放射線技師又は診療エックス線技師である職員で、当該作業に従事したもの
- (3) 県立病院に勤務する医師又は歯科医師である職員で、医療に関する業務に従事したもの
- (4) 県立病院に勤務する助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導に関する業務に従事することを本務とする助産師である職員で、当該業務に従事したもの

(5) 県立病院に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師若しくはこれらの助手又はあん摩マッサージ指圧師である職員で、臨床検査、衛生検査、放射線又は施術に関する業務に従事したもの

(6) 県立病院に勤務する理学療法士又は作業療法士である職員（精神病患者に直接接することを本務とする作業療法士である職員を除く。）で、理学療法又は作業療法に関する業務に従事したもの

(7) 県立病院に勤務する視能訓練士である職員で、視能訓練に関する業務に従事したもの

(8) 県立病院に勤務する言語聴覚士である職員で、言語聴覚訓練に関する業務に従事したもの

(9) 県立病院に勤務する薬剤師である職員で、麻薬及び向精神薬取締法第2条第19号に規定する麻薬管理者として行う業務に従事したもの

(10) 県立病院に勤務する看護師又は准看護師である職員（精神病患者に直接接することを本務とする職員及び看護部長又は総看護師長である職員を除く。）で、看護及び診療の補助に関する業務に従事したもの

(11) 駒ヶ根病院に勤務する総看護師長である職員で、看護及び診療の補助に関する業務に従事したもの

(12) 介護老人保健施設に勤務する理学療法士である職員で、理学療法に関する業務に従事したもの

(13) 介護老人保健施設に勤務する看護師又は准看護師である職員で、看護及び診療の補助に関する業務に従事したもの

(14) 県立総合リハビリテーションセンターに勤務する医師である職員で、医療に関する業務に従事したもの

(15) 県立総合リハビリテーションセンターに勤務する臨床検査技師である職員で、臨床検査に関する業務に従事したもの

(16) 県立総合リハビリテーションセンターに勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師である職員で、放射線に関する業務に従事したもの

(17) 県立総合リハビリテーションセンターに勤務する義肢装具士である職員で、義肢装具の製作及び修理に関する業務に従事したもの

(18) 県立総合リハビリテーションセンターに勤務する言語聴覚士である職員で、言語聴覚訓練に関する業務に従事したもの

(19) 県立総合リハビリテーションセンターに勤務する理学療法又は作業療法により身体障害者の基礎訓練、機能訓練又は職能訓練に関する業務に従事することを本務とする職員（医師である職員を除く。）で、当該業務に従事したもの

(20) 県立総合リハビリテーションセンターに勤務する薬剤師である職員で、麻薬及び向精神薬取締法第2条第19号に規定する麻薬管理者として行う業務に従事したもの

(21) 県立総合リハビリテーションセンターに勤務する看護師又は准看護師である職員（総看護師長である職員を除く。）で、看護及び診療の補助に関する業務に従事したもの

2 医療等業務手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、作業又は業務1日につき、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号、第10号、第11号、第13号及び第21号の業務 200円

- (2) 前項第2号、第5号から第8号まで、第12号及び第15号から第19号までの作業又は業務 600円

(3) 前項第3号及び第14号の業務 1,200円

(4) 前項第4号の業務 800円

(5) 前項第9号及び第20号の業務 400円

第9条を次のように改める。

(研究指導等業務手当)

第9条 研究指導等業務手当の支給される職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 看護大学に勤務する職員で、学生に対する研究指導に関する業務に従事したもの

(2) 工科短期大学校に勤務する学生の授業若しくは研究指導又は研究に関する業務に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの

(3) 技術専門校に勤務する職業訓練指導員である職員で、養成訓練の指導に従事したもの

2 研究指導等業務手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、業務1日につき、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 600円(当該業務を主任として5人以上の学生に対する研究指導に従事するものが行うときは1,200円)

(2) 前項第2号の業務 400円

(3) 前項第3号の業務 200円

第10条第2項中「作業1日につき、次の各号に掲げる区分に従い」を「次の各号に掲げる区分に従い、作業1日につき」に改め、同項第1号中「360円」を「300円」に改め、同項第2号中「260円」を「200円」に改める。

第11条第2項中「360円」を「300円」に改め、同項ただし書中「480円」を「400円」に改める。

第12条第1項第17号及び第18号を削り、同項第19号を同項第17号とし、同項第20号を同項第18号とし、同条第2項第1号中「610円」を「500円」に改め、同項第2号中「第19号」を「第17号」に、「480円」を「400円」に、「610円」を「500円」に改め、同項第3号中「480円」を「400円」に、「610円」を「500円」に改め、同項第4号中「480円」を「400円」に改め、同項第5号中「440円」を「300円」に改め、同項第6号中「480円」を「400円」に、「720円」を「600円」に改め、同項第7号中「690円」を「600円」に、「1,030円」を「900円」に改め、同項第8号中「770円」を「600円」に改め、同項第9号中「の作業 320円」を「並びに第16号の作業 200円」に改め、同項第11号及び第12号を削り、同項第13号中「前項第20号」を「前項第18号」に、「220円」を「100円」に、「570円」を「500円」に改め、同項第13号を同項第10号とし、同条第3項中「第19号」を「第17号」に改める。

第13条を削る。

第14条を第13条とし、第15条中「自動車運転手当又は」を削り、同条を第14条とする。

第16条を第15条とし、第17条第4項中「搭乗した時間1時間につき、次の各号に掲げる区分に従い」を「次の各号に掲げる区分に従い、搭乗した時間1時間につき」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「第6条第1項第2号、第7条第1項第1号」を「第5条第1項第2号、第8条第1項第1号」に、「第13号」を「並びに第13号」に改め、「並びに第19号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 福祉業務手当

第18条第6号中「第12条第1項第20号」を「第12条第1項第18号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号を同条第8号とし、同条第4号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 研究指導等業務手当

第18条第3号を同条第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 医療等業務手当

第18条第2号中「第6条第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 感染症防疫等作業手当

第18条を第17条とし、第19条中「次の各号に掲げる」を「給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)第2条の規定の適用を受ける職員のうち、県立病院に勤務する看護師又は准看護師である」に改め、同条各号を削り、同条を第18条とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(平成12年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

人財活用チーム

農林業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月31日

長野県規則第47号

長野県知事 田中康夫

農林業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業改良普及手当に関する規則(昭和40年長野県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条中「職員の」を「その者の」に、「次の各号に掲げる割合」を「100分の4」に改め、同条各号を削る。

附則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

人財活用チーム

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第20号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の医療職給料表(2)の項、医療職給料表(3)の項及び学校栄養職給料表の項中「の職員及び」を「及び」に改め、「(人事委員会が別に定める職員に限る。)」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成18年6月1日から適用する。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第21号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第44条第3項第1号のウを削り、同号のエを同号のウとし、同号のオを同号のエとし、同項第2号中「のうち、前項並びに前号」を

「(学校職員給与条例第23条に規定する特殊勤務手当を除く。)のうち、前項」に改める。

別表第4の大学卒の6 大学4卒の項の(13)中「第2条」を「第3条」に、「研究部門」を「研究課程」に改め、同項の(16)中「鯉淵学園」を「旧鯉淵学園」に改め、同表の短大卒の1 短大3卒の項の(7)中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に、「いずれも」を「平成17年法律第39号による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、いずれも」に改め、同項の(16)中「研究部門」を「研究課程」に改め、同項の(17)中「鯉淵学園」を「旧鯉淵学園」に改め、同短大卒の2 短大2卒の項の(23)中「養成部門」を「養成課程」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

人事委員会事務局

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第22号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

第1条 給料の調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

別表第1を次のように改める。

(別表第1) (第2条関係)

調 整 数 表

勤務箇所	職 員	調整数
消防防災航空センター	航空機の操縦作業に従事する職員	9
波田学院	児童指導専門員、児童自立支援専門員又は児童生活支援員である職員（育成部長である職員を除く。）	6
信濃学園	重度知的障害児収容棟に勤務する保育士又は児童指導員である職員	12
	保育士（重度知的障害児収容棟に勤務する職員を除く。）又は児童指導員（重度知的障害児収容棟に勤務する職員及び指導部長である職員を除く。）である職員	9
西駒郷地域生活支援センター	西駒郷の入所者の自律訓練に従事することを本務とする職員	9
県立病院	精神病患者に直接接することを本務とする看護師、准看護師又は作業療法士である職員（総看護師長である職員を除く。）	6
食肉衛生検査所	獣畜のと殺若しくは解体に係る検査又は食鳥検査に従事することを本務とする獣医師である職員	6
盲学校 ろう学校 養護学校	自律教育に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師並びに養護教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員である職員	3
小学校 中学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する特殊学級を担当し、自律教育に直接従事することを本務とする教育職員 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第73条の21第1項の規定による特別の教育課程による教育に直接従事することを本務とする教育職員 波田学院に入所又は通所している児童又は生徒の教育に直接従事することを本務とする教育職員	3

生活安全地域課	航空機の操縦作業に従事する職員	9
警察署	交通巡視員である職員	3

別表第2の2を次のように改める。

2 調整率表

調整数	調整率
12	$\frac{144}{36}$
9	$\frac{108}{36}$
6	$\frac{72}{36}$
3	$\frac{36}{36}$

第2条 給料の調整額に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第16条及び第33条」を削る。

別表第1の盲学校ろう学校養護学校の項及び小学校中学校の項を削る。

別表第2の1のイ及びウを削り、同1のエを同1のイとし、同1のオを同1のウとし、同1のカからクまでを削り、同1のケを同1のエとし、同1のコを同1のオとする。

附 則

この規則中、第1条の規定は平成18年10月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第23号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条の2」を「第16条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

12」を「100分の4.5」に、「100分の8」を「100分の3.5」に、「100分の4」を「100分の2.5」に改める。

第5条第2項中「、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合」を「100分の2」に、「に100分の6」を「に100分の2」に改め、同項の表を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成18年10月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における特勤手当の支給割合)
- 平成22年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の特勤手当等に関する規則第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の3.5」とあるのは「100分の2.5」と、「100分の2.5」とあるのは「100分の1.5」とする。

人事委員会事務局

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第24号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の25」を「100分の7.75」に、「100分の20」を「100分の6.5」に、「100分の16」を「100分の5.5」に、「100分の